

# きみのバイト ブラックじゃない?

学生バイトの  
基礎知識

# 労働法を賢く使って 学生生活をまもろう!

アルバイトは法律上「労働者」。労働基準法、労働安全衛生法など、すべての労働法は学生バイトにも適用される。

## 「そのシフト変更は困ります。 できません」とハッキリ言おう



- いつ、どこで、何時から何時まで働くかは雇用契約の基本中の基本。雇い主は働く人に書面で明示する義務がある。【労働基準法第15条】
- シフト変更は働く人との合意が大前提。契約にない曜日や時間帯に無理やりシフトを入れることはできない。【労働契約法第8条、9条など】
- 「シフトに穴をあけるな」「自分が入れないなら代わりを見つけろ」などの強制はNG。代わりを見つけるのは雇い主の責任だ。

## 「分単位まで給与計算して ください」と主張しよう



- 時給は都道府県ごとに法律で最低賃金が決められている。【最低賃金法第3条】
- 賃金や残業代は1分単位で計算される。「15分未満の労働時間は切り捨て」などは違法。着替え、掃除、引き継ぎ、塾講師の報告書作成などにかかった時間も賃金が発生する。

【行政通達・昭和63年3月14日基発150号】

## 政治は動く ブラック 規制が 始まった

ブラック企業・ブラックバイトの規制が、青年たちが声をあげ、日本共産党が奮闘し前進しています。ブラック企業は共産党が議案提案権行使して規制法案を提出。法案を提出しただけで厚労省が動き出しました。

## 力青年と共産党 あわせて

ブラックバイトも違法・無法な働き方で学業に影響が出ていることを共産党議員が指摘。学生たちからの相談窓口が各都道府県労働局に設置されることになりました。

## バイトにも 休みを取る権利あり

- 半年以上同じバイト先で働いていれば有給休暇をとれる。【労働基準法第39条】

- 1日6時間を超えて働く場合、45分の休憩時間をとれる(8時間を超える場合は60分)。【労働基準法第34条】

## バイトでも 年次有給休暇はとれる

週の所定 労働日数	勤続年数	
	6か月	1年 6か月
4日	7日	8日
3日	5日	6日
2日	3日	4日
1日	1日	2日

※労働時間や勤続年数に応じて増えます。

## 着替え、理念唱和… 手順の最後にタイムカード 違法です

経営理念・接客用語唱和▽着替え—その後にタイムカード。一連の手順の最後にタイムカードを打刻させるやり方は違法。「義務付けられている行為なら労働時間」(塩崎厚労相)です。

- 2013年、ブラックが疑われる5111事業所を国が調査し、4189カ所で是正指導。
- 今年1月、厚労省が、ブラック企業の新卒求人をハローワークで受けつけない制度の創設へ。
- 昨年12月、ブラックバイトの相談窓口が都道府県の労働局に設置へ。